

第8回処遇・給与部会

令和7年10月31日
人事教育局給与課

目 次

- 若退金の給付水準の引上げ等に関する具体案・論点等 1

主要論点1：給付水準の引上げ幅

給付水準は、平均的な再就職賃金と合わせて、退職時の給与水準が維持できるよう、

案①：退職時俸給の9か月分とする（現行の給与年額相当額の考え方は維持）

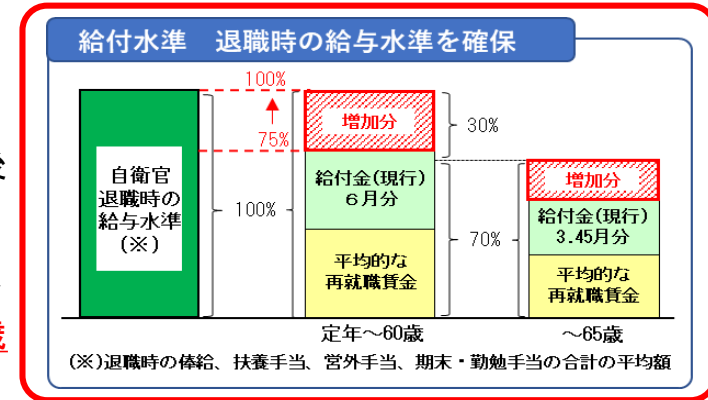
案②：退職時俸給の〇か月分とする（新たな要素を加算した給与年額相当額を再定義）

給付水準を退職時の給与水準が維持できる水準とする理由

- 前提として、若年定年退職後の自衛官にも、現役時の収入を確保するためには、引き続き相当の自助努力は求められる。
- その上で、基本方針・中間提言で示されているとおり、自衛官確保のために必要な魅力ある生涯設計を確立するためには、若年定年退職後も安んじて生活できる水準に引き上げることが必要
- その際、中間提言で示されているとおり、現行水準を決めた当時の自衛官を取り巻く状況は変化しており、特に、賃金カーブのピークが50代後半にシフトする一方、2024年の家計調査では50-54歳と55-59歳の実支出は概ね同じ水準となっていることを踏まえることが必要

⇒ 自助努力により平均的な再就職賃金を稼ぐ退職者が、再就職賃金と合わせて退職時の給与水準を下回らないよう、若退金の給付水準を引き上げることが適当

平均的な再就職賃金と合わせ、退職時の給与水準を維持



給付水準（退職時の給与水準）の考え方

案①：退職時俸給の9か月分とする（現行の給与年額相当額の考え方は維持）

- 現行の給与年額相当額は、仮に若年定年後も自衛官として在職していた場合に、勤務地域や勤務内容の如何にかかわらず、誰もが受けることができる給与（俸給+誰もが受け取る手当）として観念されたものであり、全ての自衛官の退職時の基本的な生活水準の共通の目安としてきたもの。したがって、現行制度と同じく、給与年額相当額が退職時の給与水準を考える際のベースとして、給付水準を決定

⇒ 平均的な再就職賃金と合わせ、給与年額相当額が維持できるよう、退職時俸給の9か月分を給付水準とする。

案②：退職時俸給の〇か月分とする（新たな要素を加算した給与年額相当額を再定義）

- 給与年額相当額には、若年定年でなければ受け取る可能性のあった給与の一部（地域手当等）が反映されていない。現に、再任用職員の能力及び経験の活用が進められていることを背景に、一般職の再任用職員への手当の範囲も拡大している。このため、現行の給与年額相当額に若年定年でなければ受け取る可能性があった給与（給与年額相当額に加え、勤務内容に応じ支給された可能性のある手当等）を加算したものを新たな給与年額相当額として再定義

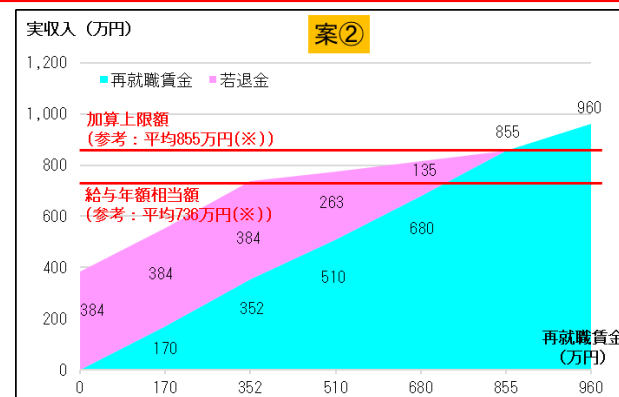
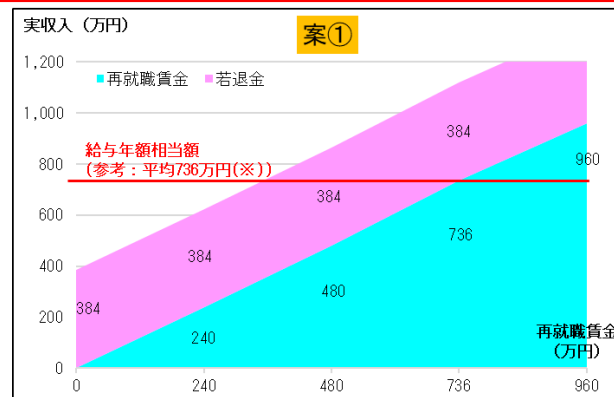
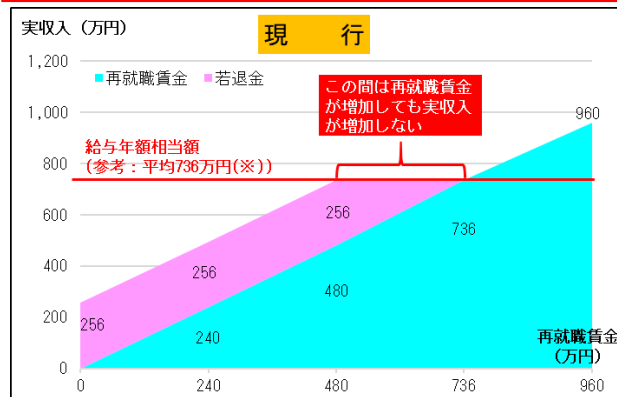
⇒ 平均的な再就職賃金と合わせ、新たな給与年額相当額が維持できるよう、退職時俸給の〇か月分を給付水準とする。

主要論点2：支給制限の緩和

案①：主要論点1で決定した給付水準を再就職賃金の金額によらず支給

案②：主要論点1で案①を選んだ場合において、当該給付水準と再就職賃金の合計が給与年額相当額を超える場合には、新たに設定する「加算上限額」を上限として、再就職賃金の増加に比例する形で加算して支給（就労活躍加算）

※ 案②は、主要論点1で案①（現行の給与年額相当額の考え方を維持）を選んだ場合のみ可能



※ 給与年額相当額736万円及び加算上限額855万円（給与年額相当額+他の全ての諸手当額）は、退職時又は退職直前の1佐から3曹までの金額の加重平均額

給与年額相当額を超えて支給する考え方・上限ラインを斜めにする必要性

- 給与年額相当額には、若年定年でなければ受け取る可能性のあった給与（地域手当等）が反映されていない。現に、再任用職員の能力及び経験の活用が進められていることを背景に、一般職の再任用職員への手当の支給範囲は制度制定以降拡大しており、これに準じて、再任用自衛官が受け取ることのできる手当の範囲も拡大している。
 - また、現行の仕組みは、再就職先で活躍し一定額以上の再就職賃金を稼いだ場合に若退金が支給停止となり、再就職賃金が上昇しても総収入が変わらない状況が発生する（自助努力が適切に収入に反映されない）。
 - さらに、給付水準の引上げにより、支給制限を受ける者が大幅に増加
- ⇒ 自助努力により再就職賃金が増加することに伴い、若退金を合計した総収入も増える仕組みが必要ではないか。

給与年額相当額を超えて支給する金額の設定方法

案①：現行制度は、再就職賃金と若退金の合計が給与年額相当額となるまでは、若退金は同額が支給されるため、就労による活躍が総収入に反映される仕組みとなっており、これを給与年額相当額を超えた以降も同様に適用する。

案②：若年定年制から生ずる不利益を補うという若退金の目的を踏まえ、再就職賃金と若退金の合計が給与年額相当額に達した以降も、若年定年でなければ受け取る可能性のあった給与と観念できる「加算上限額」(※)まで給付を行う。その際、再就職賃金の増加に比例する形で加算を行うことにより、若年定年以降の就労による活躍が適切に反映される制度となることを確保する。

※ 自衛官の定年が一般公務員と同じ65歳であると仮定した場合に、給与年額相当額に加え、勤務内容に応じ支給された可能性のある手当を合計した金額

給付水準の引上げ・支給制限の緩和に伴う論点等

「若年定年でなければ受け取る可能性のあった給与」の具体的な設定要領等

- 今般の制度見直しにおいて、「若年定年でなければ受け取る可能性のあった給与」として、どのように設定することが適切か検討（主要論点1の②（給与年額相当額の再定義）、主要論点2の②（加算上限額）で使用するもの）

例：退職手当の「調整額」を参考に、定年退職前5年間の対象手当を含めた年収のうち最も高かった年の給与額を「若年定年でなければ受け取る可能性のあった給与」として設定

- 並行して、再就職賃金の対象となっている所得の考え方についても、上記と均衡が図れるよう合わせて検討。

例：課税上「給与所得」とされている予備自衛官関連の手当

制度改正後の適切な再就職賃金の確認・若退金の支払い要領

- 現行制度では、若退金創設時の部外の学識経験者を交えた研究会報告書において、『給付の方法は各人がその必要に応じて使用することができる一時金とすることが適当である』と示されたことを踏まえ、次の確認・支払い要領を採用

<60歳まで>

第1回目：退職後最初の4月又は10月に支給（定年年齢と退職時俸給月額に応じた定額）

第2回目：退職の翌々年の8月に支給。支給（支給制限の有無の確認）に当たり、退職自衛官の退職の翌年の再就職賃金を確認

<60歳以降>

第1回目：60歳到達後最初の4月又は10月に支給（定年年齢と退職時俸給月額に応じた定額）

第2回目：62歳の年の8月に支給。支給（支給制限の有無の確認）に当たり、退職自衛官の61歳の年の再就職賃金を確認

- 今般、給付水準を退職時の給与水準が維持できる水準まで引上げ、さらに、支給制限を緩和する方向で見直しを進めることに伴い、今回の改正の趣旨等を考慮のうえ、退職後の再就職賃金の変化をより丁寧に支給に反映していく仕組みについて検討

給付水準の引上げ・支給制限の緩和に伴う論点等

施行の時期（経過措置の必要性）

- 給付水準の引上げについては、施行前後で大きな不公平感が生じないように、段階的に引き上げる。具体的には、令和8年4月1日以降の退職者から適用し、複数年かけて段階的に引き上げる。
 - 〔例：仮に60歳未満の給付水準を退職時俸給月額9月分とする場合、令和8年4月1日～令和9年3月31日の退職者は7月分、令和9年4月1日～令和10年3月31日の退職者は8月分、令和10年4月1日以降の退職者は9月分とする。〕
- 支給制限の緩和（就労活躍加算、再就職賃金の対象となっている所得の考え方）と再就職賃金の確認・若退金の支払い要領の見直しについては同じタイミングで施行するものとし、（第1・2回目の支給金額に影響を及ぼす等から）直近の退職を控えた者への周知期間や確認・支払い実務の準備期間を考慮し、給付水準の引上げが完了する令和10年4月1日以降の退職者から適用する。

【参考】自衛官に支給される給与と現行の給与年額相当額の範囲

現行の給与年額相当額 自衛官であれば勤務地域や勤務内容にかかわらず、誰もが受けることができる給与

名称	概要
俸給	自衛官俸給表に基づき、自衛官の階級（給与上の区分）及び号俸に応じて支給される基本給
扶養手当	扶養親族のある者に対して支給
営外手当	営舎外居住を許可されている曹士自衛官に対して支給（俸給から控除している営舎内食事経費を還元）
期末手当	民間における賞与等のうち一定率（額）分に相当する手当として6月・12月に支給
勤勉手当	民間における賞与等のうち考課査定分に相当する手当として6月・12月に支給 （給与年額相当額では、勤勉手当の総額計算に用いる支給率で額を計算）

給与年額相当額以外 勤務地域や勤務内容その他の要件に応じて受ける給与

区分	名称	概要
生活補助給	住居手当	借家・借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者で配偶者が借家・借間に居住する職員に支給
生活補助給	通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員に支給
生活補助給	単身赴任手当	採用や異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居して単身で生活することとなった職員に支給
生活補助給	在宅勤務等手当	住居等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給
地域給	地域手当	主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給
地域給	広域異動手当	官署間の距離等が60km以上の広域的な異動等を行った職員に対し、官署間の距離に応じ、異動等の日から3年間支給
地域給	特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署（特地官署）に勤務する職員に支給
地域給	寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給（11月から翌年3月までの間に限る。）
職務の特殊性	配置手当	他の自衛官の勤務態様に比べて、危険性、困難性、不快感等が恒常的に著しく高い航空機乗員や艦船乗組員等といった官職に配置された自衛官に対して支給（俸給水準を調整する意味を持つもの）
職務の特殊性	俸給の特別調整額	管理又は監督の地位にある職員に支給
職務の特殊性	管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日等又は平日深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した場合に支給
職務の特殊性	特殊勤務手当	著しく危険、不快、困難等著しく特殊な勤務に従事する職員に支給
職務の特殊性	本府省業務調整手当	本府省の業務に従事する職員（俸給の特別調整額が支給される職員を除く。）に支給
職務の特殊性	初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職に採用された職員に一定期間支給
職務の特殊性	防衛出動基本手当	防衛出動時における勤労の強度等に応じて支給
職務の特殊性	防衛出動特別勤務手当	防衛出動時における戦闘又はこれに準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給
職務の特殊性	国際平和協力手当	国際平和協力業務に従事する者に対し、国際平和協力法に基づき支給
その他	航海手当	自衛艦等の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官（乗組員）に対し、乗り組む自衛艦等の船舶が航海を行う日について支給（旅費に準ずる）

若退金制度の支給制限の仕組みに関する調査について

1. 調査の目的

若退金の支給制限の仕組みが、定年退職後の勤労意欲や再就職先企業が賃金を引き上げる意欲へ与える影響の有無を把握するためにアンケートを実施

本アンケートは、①退職後の働き方に関するものと②企業の賃金水準に関するものの2本建てで行うこととし、可能な限り忌憚のない意見を収集するため、回答者は匿名とし、かつ、直接だけでなく噂で聞いた情報等も反映する方法とした。

2. 調査結果

①退職後の働き方に関するアンケートは、概ね定年退職前2年以内の自衛官を対象に、令和7年8月12日から同年9月12日の期間で実施（有効回答数9,644人）。

②企業の賃金水準に関するアンケートは、再就職援護業務に携わる職員を対象に、令和7年8月18日から同年9月12日の期間で実施（有効回答数1,250人）。

結果の概要は以下のとおり。

① 退職後の働き方に関するアンケート

(1) 再就職した元自衛官から若退金が減額されない年収を意識した働き方をしている（していた）と聞いているか。

> **働き控えの話を「聞いたことがある」という回答の割合【68%】**、「聞いたことがない」という回答の割合【32%】

(2) 再就職先で実際に得る給与が予想より高く、若退金の支給制限を受けると分かった場合、その後の働き方を見直すことを考えるか。

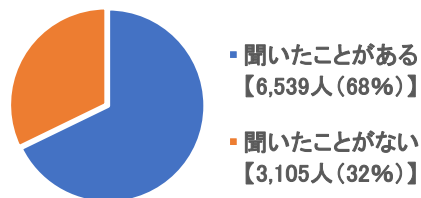
> **その後の働き方を「見直す」という回答の割合【63%】**、「見直さない」という回答の割合【37%】

② 企業の賃金水準に関するアンケート

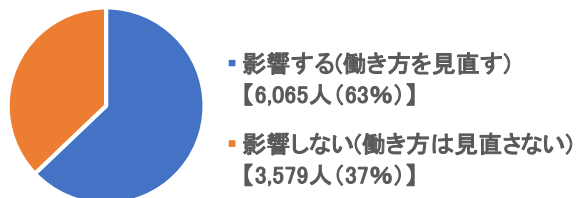
(1) 退職後の元自衛官には若退金が支給されていることを理由に、民間企業等から賃金抑制している話を聞いたことがある、又は、再就職した元自衛官から賃金抑制されている話を聞いたことがある。

> **「一切聞いたことがない」という回答の割合【81%】**、「噂で聞いたことがある」という回答の割合【12%】
「直接聞いたことがある（噂も聞いたことがあるを含む）」という回答の割合【7%】

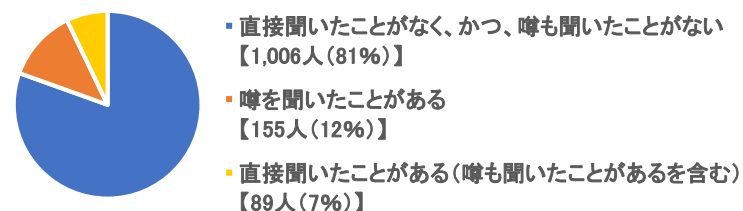
【①の(1)】



【①の(2)】



【②の(1)】



3. 評価

本調査結果を踏まえると、若退金の支給制限の仕組みが、再就職先での勤労意欲に影響を及ぼしている可能性があると考えられる。